

人口と世帯数 (平成 28 年 4 月 1 日現在)	
男	29,539
女	29,259
計	58,798
世帯数	30,043



今号の主な記事 2面 市職員募集 3面 平成28年度予算概要 4面 市民活動推進事業委託プロポーザル参加者募集
6面 ファミリー・サポート・センター講習会を実施します 7面 地域体育館利用案内 8面 保健ガイド

平成 28 年度 臨時福祉給付金等の申請受付について

【問合せ】・社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎ 551・1522

・福生市臨時福祉給付金コールセンター ☎ 0570・056・234 ※ 4 月 19 日(火)から



年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の申請受付を開始します

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者を支援し、平成 28 年前半の個人消費の下支えにも資するよう、所得の少ない高齢者を対象に給付金を支給します。

支給対象者

平成 27 年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成 28 年度中に 65 歳以上となる方（昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた方）です。

※平成 27 年度臨時福祉給付金の支給要件（以下のすべてに該当する方）

- ・基準日（平成 27 年 1 月 1 日）時点で福生市の住民基本台帳に記録されている方
- ・平成 27 年度分の市民税（均等割）が課税されていない、また住民税が課税されている方に生活の面倒を見てもらっていない（住民税において、どなたかに扶養されていない）方
- ・生活保護制度等の被保護者となっていない方

支給額

- ・支給対象者 1 人につき 3 万円（1 回限り）

申請方法

支給対象者に該当すると思われる方に対し、4 月下旬に申請書を直接郵送しますので、必要事項を記入し、必要書類（本人確認のための免許証等の写し）を添付のうえ、郵送または受付窓口（市役所 1 階）で申請してください。

※申請先は、基準日（平成 27 年 1 月 1 日）において住民登録のある市区町村となります。

申請期間

4 月 19 日(火)～7 月 29 日(金)

高齢者向け給付金 よくあるご質問

Q 1. 「平成 27 年度臨時福祉給付金の支給対象者」とはどのような人ですか？

A 1. 平成 27 年度分の市・都民税が課税されていない方です。（ただし、住民税が課税されている方の扶養親族になっている方は除きます。）

Q 2. 年金を受給していない人は、今回の支給の対象外になりますか？

A 2. 支給対象者になります。高齢者向けの給付金は、年金を受給しているか否かは問いません。

Q 3. 平成 27 年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当しますが実際には受給していません。今回の給付金の支給対象者になりますか？

A 3. 平成 29 年 3 月 31 日までに 65 歳以上になる方であれば、今回の給付金の支給対象者になります。平成 27 年度の臨時福祉給付金を実際に受給したか否かは問いません。

Q 4. 高齢者向けの給付金と障害・遺族年金受給者向けの給付金を両方もらうことはできますか？

A 4. 高齢者向けの給付金を受給した方は障害・遺族年金受給者向けの給付金を受給することはできません。ただし、平成 28 年度臨時福祉給付金（3 万円）は、支給要件に該当すれば受給できます。（障害・遺族年金受給者向けの給付金の受給者も同じです。）

8 月以降に実施を予定しているその他の給付金等

①平成 28 年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）

支給対象者

- 以下のすべての要件に該当する方です。
- ・基準日（平成 28 年 1 月 1 日）時点で福生市の住民基本台帳に記録されている方
- ・平成 28 年度分の市民税（均等割）が課税されていない、また住民税が課税されている方に生活の面倒を見てもらっていない（住民税において、どなたかに扶養されていない）方
- ・生活保護制度等の被保護者となっていない方

支給額

- ・支給対象者 1 人につき、3 万円（1 回限り）

②年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）

支給対象者

- ①の平成 28 年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方。ただし、年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）の給付を受けた方を除きます。

支給額

- ・支給対象者 1 人につき、3 万円（1 回限り）
- ※①及び②の給付金については、8 月ごろの申請開始を予定しており、現在準備を進めています。詳細が決まりましたら、広報ふっさ、市ホームページ等でお知らせします。

○配偶者からの暴力を理由に避難している方について

配偶者からの暴力を理由に避難しているが、事情により、基準日（平成 27 年 1 月 1 日）時点で住民票を移すことができていない方で一定の要件を満たす方は、申し出ていただくことにより、実際にお住まいの市区町村で給付申請を行うことができる場合がありますので、ご相談ください。

《ご注意》○臨時福祉給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

- ・市や厚生労働省などの職員が A T M（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・A T M を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市や厚生労働省の職員が「臨時福祉給付金」を支給するために、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。